

米沢市新型インフルエンザ等対策行動の概要

策定の背景

P1

平成 21 年の新型インフルエンザ（H1N1）の流行時の教訓
世界的な新たなインフルエンザ等感染症の大流行の可能性

これを受け

国

新型インフルエンザ等対策特別措置法制定

H24. 5

国、県、市などが実施する対策を法的に規定
国、県、市などが対策に係る行動計画策定の義務付け

新型インフルエンザ等対策政府行動計画策定

H25. 6

県

山形県新型インフルエンザ等対策行動計画策定

H25. 12

国、県の計画との整合性を図りつつ、
平成 21 年策定の新型インフルエンザ対策行動計画を改定

市

米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画策定

対象となる感染症

P2

◎感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
◎感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症
(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る)

対策の目的

P4

感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、市民生活の安定を確保すること。

発生の状態

P6

新型インフルエンザの対策は、発生状態によって対応が異なるため、発生
の段階を決めた。県の 6 段階を市では 4 段階とし、未発生期を前段階とし
た。また、これは必ずしも時系列に対応するものではなく発生状況によっ
ては段階が一気に進む場合もある。

市の発生段階	県の発生段階	定義（状態）
前段階 （未発生期）	1 未発生期	新型インフルエンザ等が発生して いない状態。
1 準備期 （第一段階）	2 海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発 生した状態。
2 警戒期 （第二段階）	3 国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発 生した状態。
3 感染対策期 （第三段階）	4 県内発生 ・感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等が発 生し、感染拡大傾向にあるが、患 者の感染経路等を疫学調査で追っ ることができる状態。
	5 まん延期	県内で感染が拡大し、患者の感染 経路等を疫学調査で追うことがで きなくなった状態。
4 小康期 （第四段階）	6 小康期	患者の発生が減少し、低い水準で とどまっている状態。

行動計画に定める基本項目について各発生段階ごとの行動を決めた。

	前段階（未発生期）P21	準備期（第一段階）P21	警戒期（第二段階）P26	感染対策期（第三段階）P32	小康期（第四段階）P39
1 対策の目的	発生に備えて体制の整備を行う	国内発生に備えて体制の整備を行う	感染拡大に備えた体制の整備を行う	①健康被害を最小限に抑える ②医療機能、社会機能への影響を最小限に抑える	社会機能の回復を図り、流行の第二波に備える
2 実施体制	行動計画の策定 国・県との連携強化	国の動向確認 警戒本部・対策本部設置準備 防護資機材の確保	警戒本部の設置	対策本部の設置	対策本部の縮小・廃止
			緊急事態宣言時 ◆ただちに対策本部を設置する		
			市内や隣接自治体での発生が確認された場合、緊急事態宣言の有無に関わらず対策本部の設置を行う。		
3 情報の収集・提供	情報収集および情報提供体制の整備	国・県・関係機関からの情報収集・市民への情報提供			
		相談窓口等の設置および市民への周知			
4 予防・まん延防止	市民への感染防止対策の勧奨				
	感染防止の周知 衛生資機材等の確保	学校や事業所・各種施設に対し感染に備えた準備や管理体制の確認を促す	緊急事態宣言時 ◆不要不急の外出自粛・学校施設の使用制限の要請等、国・県の要請に応じ、適宜協力		
5 予防接種	特定接種・住民接種実施体制の構築	特定接種・住民接種実施準備	ワクチンの準備ができ次第、特定接種を速やかに実施する		
			ワクチンの準備ができ次第、住民接種を速やかに実施する		
6 医療	平日夜間・休日診療所の行動方針を協議する	平日夜間・休日診療所の行動方針を協議する	平日夜間・休日診療所の診療時間を調整する	平日夜間・休日診療所の診療時間を調整する	平日夜間・休日診療所を通常体制へ移行する。
県との連携による医療体制の整備に協力する					
7 市民生活・経済安定の確保	必要な物資の備蓄施設および設備整備	消費者としての適切な行動の呼びかけ・買占め・売り惜しみの防止呼びかけ			
要援護者（高齢者・障がい者等）への生活支援等の対応の検討・対応の実施					
火葬を円滑に行うための体制づくり・遺体安置場所施設の確保等					
			緊急事態宣言時 ◆水を安定勝適切に供給するための措置		